

様式第2号（政務活動実施報告書）

平成27年 2月10日

井原市議会議員
宮地 俊則 様

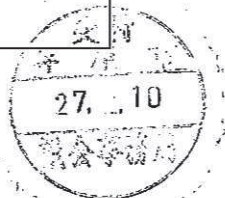
井原市議会議員
荒 木 謙 二

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実 施 期 間	平成27年2月2日（月）～平成27年2月3日（火）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	東京都千代田区神田駿が台 2-1-18 常和御茶ノ水ビル2階 御茶ノ水駅前カンファレンスルーム2
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	地方議会議員セミナー in 東京 ① 自治体議会の主要論点 ② 自治体議会の役割
4 研修会等の講師名 視察、要請・陳情活 動先の担当者名	明治大学 大学院教授 講師：元 東京副知事 青山 侑 様
5. 活 動 内 容	別添のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。



① 自治体議会の主要論点

(1) 少子化対策

現在の日本社会は、成熟社会にあり、成熟社会は、人口減少、少子高齢化、生活の質の向上であり、これらに対応することが疎かになっていることが少子化にある。

少子化対策の本質は、十分な対策を長い期間で継続していくことで、出生率を回復し、ある程度少子化を食い止めることは可能かもしれない。

フランスやスウェーデンでは、家族政策により一定の成果を取めているが、少子化の主な原因が経済状況にあるならば、日本全体の経済を思い通りにコントロールすることができない以上、どの程度回復させることが出来るのかは不透明である。

出生率を反転までさせるのは、かなり難しいと考えざるを得ない。「少子化を食い止めること」つまり出生率の改善への努力は当然必要であるが、「少子化によって生じる問題を解決すること」は、より確実に、強力に実行していく必要がある。

社会保障の問題を解決する政策として、ベーシックインカム的な手法で年金、生活保護、失業保険の一体化を図る方法を提案したい。

「少子化によって生じる問題」は、大部分が世代間格差による問題で、さらにその大部分が年金の問題である。公的年金制度をなんとかするすることで、多くの問題が解決する。

(2) 介護・看護・医療 (3) 教育

問題意識としては、現代における都市のガバナンスにおいて最もうまくいっていないのが、福祉と教育のガバナンスである。両者は、互いに原因と結果という関係で重なりあっていて、福祉がうまくいかないから教育がうまくいかない、教育がうまくいかないから福祉に過重な負担がかかっている。行き過ぎた市場原理主義が問題を先送りしており、ガバナンス論によって高度成長時代とは異なった視点から、政策の再構築

を図る必要がある。

(4) 商店街振興策

商店街に対しては望ましいコミュニティを形成し、地域の魅力を発信する中核としての期待が寄せられている。商店街は、地域住民の憩い・交流・娯楽の場、地域に関わる情報の宝庫、地域の対外的な顔であり、商品売買の場としての存在を超えた社会的・文化的な中心、地域の雰囲気醸成する空間と言える。商店街が再生、活性化を目指すに当たっては、地域社会からの様々な要請を実現する場として各種の利便を提供する、いわば「地域コミュニティの担い手」としての役割・機能を発揮していくことを、より一層重視すべきとされている。

そのため、商店街が「地域コミュニティの担い手」となる前提として、「商店街は地域に必要だが、買い物はしない」という地域住民の意識のギャップを埋めるよう、商店街本来の商機能を強化する取組みが図られるべきである。

また、商店街の取組みを論ずる際、商店街を構成する個店の活性化なくして商店街全体の活性化は実現できないことから、この観点に立った個店の活性化も取り進める必要がある。さらに、活性化に向けた取組みは、土地・店舗等（ハード）の整備とそこで行う事業・行為等（ソフト）の両面にわたり実践すべきであり、これらの取組みを行う主体として、商店街や商店主等の内部人材と、商店街の外部から参画する地域住民、自治体、支援機関等とが、同じ目標を目指して、役割分担をしながら協働することが肝要である。

(5) 貧困・失業対策

失業等した方が直ちに生活保護に至ることなく、いち早く再就職に結びつけられる

よう、求職者支援制度をはじめ第2のセーフティネット施策が切れ目なく連携し、

雇用・生活・住居に関する総合的な対策を推進する必要がある。

地域において各人が社会参加をする前提となる生活基盤の確立のため、また、多様な

課題に直面する地域住民を制度の縦割りを超えて総合的に支援するため、行政だけで

なく地域の様々な社会資源が有機的に連携し、活用されるシステムを構築することが

必要である。

(6) 都市計画・まちづくり

都市内の土地は、道路、公園等の公共施設、建築物等の敷地及び保全都市内の土地は、

道路、公園等の公共施設、建築物等の敷地及び保全すべき緑地等に大別されるが、

都市の将来像の実現に向けた都市の整備、すべき緑地等に大別されるが、都市の将来

像の実現に向けた都市の整備、開発及び保全を図るため、適切に具体の都市計画を選

択していくことが開発及び保全を図るため、適切に具体の都市計画を選択していく

ことが必要である。

2020年オリンピック開催に向けて、文化イベント等が実施されだし、地方において

も特区・エリアマネジメントの必要性がある。まちづくりの課題としては、成熟社会

(価値観多様化)への対応であり、生活の質を成長させることはあきらめない社会づく

りにある。

(所見) 自治体の主要論点として、項目毎に研修を受講したが、少子化対策がキモと考える。

様々な原因があると思われるが、どの市町においても対策は講じられてはいるが、

社会減に歯止めがきかず、大都市一極集中となっているのが、現状である。

井原市においても平成27年度より定住促進戦略本部が設置され、定住促進、少子化

対策、経済雇用対策等、あらゆる範囲において、立案されていくと思われるが、

議員として今後も、地域住民の負託に答えるべく、自己研鑽に努めていく所存です。

②自治体議会の役割

(1) 市場原理・市民活動・政治行政

市場原理とは、市場への扶養な政府の介入を排し、市場原理を極力活用した経済運営を行うことが国民に最大の公平と繁栄をもたらすと信じる思想的立場である。

民間に出来ることは民間に委ねることを、基本とした小さな政府を推進することが多いとされている。

公共の役割と民間の役割の間にあるのが市民の役割である。市民活動、市場、行政のバランスをいかに取るかではあるが、理論的には社会経済は市場を基本とし、社会が、成熟すると市民活動は伸長する。行政は長期的には、縮小するが、短期的には拡大するときもある。民営化の一方で公営化に固辞するときもあり、今、日本において大切なのは、市民活動の条件整備にある。定型回答型から問題発見型に移行すべきである。

(2) 市場化と公共関与

NPM(New Pubic Management)新しい行政経営とは、規制改革路線であり、市場原理、政策と実施の分離、結果の重視であり、小さな政府、公的サービスの縮小、結果の重視であるが、しかしながら、格差の拡大から市民活動の減少、社会の活力減退に繋がっている。それに対して、ガバナンス（協治）とは、「区民、地域団体、NPO、企業、区など多様な主体が、それぞれ果たすべき責任と役割を自覚しながら、ともに考え、行動することで、地域の課題の解決を図ろうという社会のあり方」のことである。

るが、情報の公開、市民参画、協働であり、様々なライフスタイルの多様化に対応するために、公共サービスに頼るだけでなく、そこに住む住民が、ともに考え、ともに行動することを目指すことである。知る力（情報の公開）つなげる力（参画）行動する力（協働）をつなげることによって、相乗効果を見ることができる。

NPMは、結果重視の自由主義であり、市場原理、自助、家庭教育等があげられ、協知は、過程重視の民主主義であり、公共関与、共助、学校教育等があげられる。

(3) 議会と執行機関

日本の自治体は、大統領制でなく、議会が閣僚を出せない議院内閣制である。アメリカの大統領制や州知事は、予算提案権はなく、議会が予算編成を立案している。

日本においては、地方自治法上、首長は、執行機関であり、議会が立法機関であるが実際には、政策立法が非常に少ないのが現状である。首長に対しての与党としての縛りだけでなく、呪縛を捨てて緊張関係を持ち続けていかなければならない。

市民は、首長に対抗する議会を期待している。首長と議会の関係は、車の両輪でなく前輪、後輪の立場である。

市民一人一人が、市長であって、自治は、市民の中にある。決してよそにはない。

第一の分権（国から都道府県へ）第二の分権（都道府県から市町村へ）第三の分権（市町村から地域へ）平成の大合併により、広くなりすぎた自治体から既存の風習を尊重する四層制も考慮していく必要がある。

（所感）人は、表面に現れた事象のみを認識するが、議員として重要なことは、内面的な本質を如何に認識するかであり、少なくとも肉薄しなければならないと考える。

議員は、自由な立場であり、自分で汗をかき、市民も言葉を尊重し、怒ることなく

我慢をすることも重要である。また、表現力を磨き、PDCAの循環活動しながら、
市政に接していかなければならないと考える。今後も切磋琢磨しながら、市民生活
向上、市民福祉向上に向けて頑張る所存である。

様式第2号（政務活動実施報告書）

平成 27 年 2 月 10 日

井原市議会議長
宮 地 俊 則 様

井原市議会議員
宮 地 俊 則

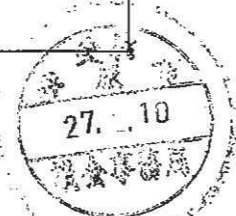
下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実 施 期 間	平成27年2月2日（月）～平成27年2月3日（火）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	東京都千代田区神田駿が台 2-1-18 常和御茶ノ水ビル2階 御茶ノ水駅前カンファレンスルーム2
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	地方議会議員セミナー in 東京 ○ 自治体議会の主要論点 ○ 自治体議会の役割
4 研修会等の講師名 視察、要請・陳情活 動先の担当者名	明治大学 大学院教授 講師：元 東京副知事 青山 侑 様
5. 活 動 内 容	別添のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。

2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。



○ 自治体議会の主要論点

(1) 少子化対策

現在、日本は成熟社会にあり、成熟社会であるためには、人口減少への対応や生活の質の向上が必要であり、これらの対応が疎かになっていることが少子化にある。

少子化対策は、十分な対策を長い期間で継続していくことで、出生率を回復し、ある程度少子化を食い止めることは可能かもしれない。

フランスやスウェーデンでは、家族政策により一定の成果を収めているが、少子化の主原因が経済状況であるならば、日本経済全体を思い通りにコントロールすることができない限り、どの程度回復させることが出来るのかは不透明である。

出生率を反転までさせるのは、かなり難しいと言わざるを得ない。「少子化を食い止めること」すなわち出生率の改善への努力は必要であるが、「少子化によって生じる問題を解決すること」は、より確実かつ強力に実行していく必要がある。

「少子化によって生じる問題」は、大部分が世代間格差による問題で、さらにその大部分が年金の問題である。公的年金制度を時代に合った制度に改善していくことで、多くの問題が解決する。

(3) 教育

現代の都市において最もうまくいっていないのが、福祉と教育の管理体制である。両者は、互いに原因と結果という関係で重なりあっていて、福祉がうまくいかないから教育がうまくいかない、教育がうまくいかないから福祉に過度の負担がかかっている。行き過ぎた市場原理主義が問題を先送りしており、ガバナンス論＝管理体制論によって高度成長時代とは異なった視点から、政策の再構築を図る必要がある。

(4) 商店街振興策

商店街に対しては望ましいコミュニティを形成し、地域の魅力を発信する中核として

の期待が寄せられている。商店街は、地域住民の憩い・交流や娯楽の場、地域に関わる情報の宝庫、地域の対外的な顔であり、商品売買の場としての存在を超えた社会的・文化的な中心、地域の雰囲気醸成する空間と言える。商店街が再生、活性化を目指すには、地域社会からの様々な要請を実現する場としてさまざまな利便を提供する、いわば「地域コミュニティの担い手」としての役割・機能を発揮していくことを、より重視すべきであるとされている。

その為には、商店街が「地域コミュニティの担い手」となる前提として「商店街は地域に必要なが、買い物はしない」という地域住民の意識のギャップを埋めるよう、商店街本来の商機能を強化する取組みが図られるべきである。

また、商店街を構成する個店の活性化なくして商店街全体の活性化は実現できないことから、この観点に立った個店の活性化も進める必要がある。

(5) 貧困・失業対策

失業者が直ちに生活保護に至ることなく、早く再就職に結びつけられるよう、求職者支援制度をはじめ第2のセーフティネット施策が切れ目なく連携し、雇用・生活・住居に関する総合的な対策を推進する必要がある。地域において各人が社会参加をする前提となる生活基盤の確立のため、また、多様な課題に直面する地域住民を制度の縦割りを超えて総合的に支援するため、行政だけでなく地域の様々な社会資源が連携し、活用されるシステムを構築することが必要である。

(6) 都市計画・まちづくり

都市の将来像の実現に向けた都市の整備、開発及び保全を図るため、適切に具体的な都市計画を選択していくことが必要である。

東京オリンピック開催に向けて、文化イベント等が実施されだし、地方においても
特区・エリアマネジメントをしていく必要性ある。まちづくりの課題としては、成
熟社会（価値観多様化）への対応であり、生活の質を成長させることはあきらめない
社会づくりにある。
（所感）自治体の主要論点として、少子化対策が最重要と考える。
どの市町においても対策は講じられてはいるが、人口減少に歯止めがきかず、大都市
一極集中となっているのが、現状である。
井原市においても平成27年度から定住促進戦略本部が設置され、定住促進、少子化
対策、経済雇用対策など、あらゆる面において、手だてがされていくと思われるが、
議員としてさらに創意工夫、アイデアを提案していくことの必要性を感じました。
○自治体議会の役割
（1）市場原理・市民活動・政治行政
市場原理とは、市場への扶養な政府の介入を排し、市場原理を極力活用した経済運営
を行うことが国民に最大の公平と繁栄をもたらすと信じる思想的立場である。
民間に出来ることは民間に委ねることを基本とした小さな政府を推進することが
多いとされている。
公共の役割と民間の役割の間にあるのが市民の役割である。市民活動、市場、行政の
バランスをいかに取るかが重要であるが、理論的には経済は市場を基本とし、社会が、
成熟すると市民活動は伸長する。行政は長期的には、縮小するが、短期的には拡大
するときもある。民営化の一方で公営化に固辞するときもあり、今の日本において
大切なのは、市民活動の条件整備にある。定型回答型から問題発見型に移行すべきで

ある。

(2) 市場化と公共関与

新しい行政経営とは、規制改革路線であり、小さな政府、公的サービスの縮小、結果の重視であるが、現状は格差の拡大から市民活動の減少、社会の活力減退に繋がっている。それに対して、ガバナンス（協治）とは、「区民、地域団体、NPO、企業、区など多様な主体が、それぞれ果たすべき責任と役割を自覚しながら、ともに考え、行動することで、地域の課題の解決を図ろうという社会のあり方」のことである。情報の公開、市民参画、協働であり、様々なライフスタイルの多様化に対応するために、公共サービスに頼るだけでなく、そこに住む住民が、ともに考え、ともに行動することを目指すことである。知る力（情報の公開）つなげる力（参画）行動する力（協働）をつなげることによって、相乗効果が生まれてくる。

(3) 議会と執行機関

日本の自治体は、大統領制でなく、議会が閣僚を出せない議院内閣制である。アメリカの大統領制や州知事は、予算提案権はなく、議会が予算編成を立案している。

日本においては、地方自治法上、首長は、執行機関であり、議会が立法機関であるが実際には、政策立法が非常に少ないのが現状である。首長に対して緊張関係を持ち続けていかなければならない。

第一の分権（国から都道府県へ）第二の分権（都道府県から市町村へ）第三の分権（市町村から地域へ）平成の大合併により、広くなりすぎた自治体から既存の風習を尊重する四層制も考慮していく必要がある。

（所感）議会人として改めてその規範意識、市民目線での活動の必要性を再認識しました。